

## 製品起因による事故ではないと判断した案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考	参考情報
1				<b>該当なし</b>		

確認の結果、消費生活用製品に該当しなかった、重大製品事故でなかった又は報告義務者でなかった案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A201900314 令和元年7月10日(兵庫県) 令和元年7月29日	太陽光発電システムの一部	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	●当該製品について調査の結果、当該事業者が製造した製品でないことが判明したことから、当該事業者が報告義務者ではないと判断した。	(A201900414と同一事故)
2	A202200418 令和4年8月15日(京都府) 令和4年8月31日	LEDモジュール	(火災) 宿泊施設で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	●当該事業者は、宿泊施設で当該製品を焼損した旨の連絡を受け、重大製品事故の報告を行った。その後、消防の調査により、火災に至らない事故と判断された。よって、重大製品事故の要件に該当しないため、対象外とした。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
3	A202200603 令和4年11月3日(秋田県) 令和4年11月8日	石油ストーブ(密閉式)	(火災) 当該製品を焼損する火災 が発生した。	●当該事業者は、当該製品を焼損したとの連絡を受け、重大製品事故の報告を行った。その後、消防の調査により、火災に至らない事故と判断された。よって、重大製品事故の要件に該当しないため、対象外とした。	
4	A202200733 令和4年12月12日(神奈川県) 令和4年12月19日	電気カーペット	(火災) 当該製品及び周辺を焼損 する火災が発生した。	●当該事業者は、当該製品を焼損したとの連絡を受け、重大製品事故の報告を行った。その後、消防の調査により、当該製品の製造事業者は特定できないと判断された。このため、当該事業者が報告義務者ではないと判断した。	